

技能実習継続のための実習先変更支援の実施

1. 技能実習生の実習先の変更

技能実習生は、技能実習計画に基づいて技能実習を行います。

しかしながら、技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先を変更するための支援を受けることができます。

2. 技能実習法第51条第1項に基づく支援義務について

実習実施者や監理団体には、技能実習法第51条第1項において「技能実習実施困難時届出（様式第18号）」や「事業廃止届出書・事業休止届出書（様式第19号）」等を提出しようとする際、監理団体等が他の監理団体等との連絡調整その他必要な措置を講じるなど、技能実習生に対して円滑な実習先変更の支援を図ることが義務づけられています。

3. 実習先変更に対する支援について

外国人技能実習機構は、技能実習生の円滑な実習先変更を支援します。

このため、技能実習生の受け入れ先となり得る監理団体の情報の受付及び提供を行うための「実習先変更支援サイト」（<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>）を開設しました。

- 技能実習生を募集している監理団体又は実習先の変更を求める監理団体が、当該情報を利用するためには、利用者登録が必要です。詳細は、「実習先変更支援サイト」をご確認ください。
- 実習実施者は、加盟している監理団体に、実習先変更に係る支援を依頼してください。

実習先変更の準備をしなければならない監理団体に対して、外国人技能実習機構は個別の支援を行います。

外国人技能実習機構（OTIT）

〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階
03-6712-1938（技能実習部代表） 機構HP：<http://www.otit.go.jp/>

技能実習継続のための実習先変更支援の実施

4. 地方事務所・支所での個別支援について

地方事務所・支所の業務時間（9:00～17:00）で、電話又は来所いただくことにより、機構の有する技能実習生を募集している監理団体の情報の提供等、必要な支援を行います。お気軽にご相談ください。

外国人技能実習機構地方事務所の担当区域及び所在地等

地方事務所	担当区域	所在地・電話番号
札幌事務所	北海道	〒060-0034 北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2 マルイト北4条ビル5階 ☎011-596-6470
仙台事務所	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目4番1号 仙台興和ビル12階 ☎022-399-6326
東京事務所	栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県	〒108-8203 東京都港区港南一丁目6番31号 品川東急ビル8階 ☎03-6433-9211
水戸支所	茨城県	〒310-0062 茨城県水戸市大町一丁目2番40号 朝日生命水戸ビル3階 ☎029-350-8852
長野支所	新潟県、長野県	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361番地 ナカジマ会館ビル6階 ☎026-217-3556
名古屋事務所	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄四丁目15番32号 日建・住生ビル5階 ☎052-684-8402
富山支所	富山県、石川県、福井県	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル12階 ☎076-471-8564
大阪事務所	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号 大阪朝日生命館3階 ☎06-6210-3351
広島事務所	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-0051 広島県広島市中区大手町三丁目1番9号 広島共立ビル3階 ☎082-207-3123
高松事務所	徳島県、香川県	〒760-0023 香川県高松市寿町二丁目2番10号 高松寿町プライムビル7階 ☎087-802-5850
松山支所	愛媛県、高知県	〒790-0003 愛媛県松山市三番町七丁目1番地21 ジブラルタ生命松山ビル2階 ☎089-909-4110
福岡事務所	福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、沖縄県	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1番1号 日刊工業新聞社西部支社ビル7階 ☎092-710-4070
熊本支所	熊本県、宮崎県、鹿児島県	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1番7号 MY熊本ビル2階 ☎096-223-5372